



フロン類再生・破壊管理票

※このフロン類再生・破壊管理票は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）に基づき、第一種フロン類充填回収業者（以下、充填回収業者）が、回収したフロン類を第一種フロン類再生業者（以下、再生業者）またはフロン類破壊業者（以下、破壊業者）に引き渡す際に使用します。

X 票

(記入者) 充填回収業者：フロン類再生・破壊依頼書

- ・フロン類を再生あるいは破壊の処理をする場合、充填回収業者がこの書面にて、再生業者あるいは破壊業者に依頼する場合に使用します。

Z1 票

(記入者) 破壊業者：破壊証明書

- ・破壊業者が処理を完了した時点で使用します。破壊業者、充填回収業者、及び整備者はこの書面を、機器の管理者または廃棄等実施者に回付するとともに、コピーを3年間保存します。

Z2 票

(記入者) 再生業者：再生証明書

- ・再生業者が処理を完了した時点で使用します。再生業者、充填回収業者、及び整備者はこの書面を、機器の管理者または廃棄等実施者に回付するとともに、コピーを3年間保存します。

Y1 票

(記入者) 再生業者：再生を行わなかったフロン類の破壊依頼書

- ・充填回収業者からフロン類の再生を依頼された再生業者が、フロン類の全部または一部の再生を行わず、破壊業者に破壊を依頼する場合に使用します。保存を推奨。

Y2 票

(記入者) 破壊業者：再生を行わなかったフロン類の破壊依頼受取・処理証明書

- ・再生業者からフロン類の破壊を依頼された破壊業者が、フロン類の破壊後に処理証明書として使用します。保存を推奨。

【フロン類再生・破壊依頼票の流れ】

